

2025 年度実施方針

スタートアップ支援部

1. 件名

ディープテック・スタートアップ支援基金／国際共同研究開発

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）
第 15 条第 3 号及び第 9 号

3. 背景及び目的

「スタートアップ育成 5 か年計画」（令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議）において、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する観点から、日本にスタートアップを産み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現する方針が示され、この実現に向けて、スタートアップへの投資額を 5 年後に 10 倍を超える規模とすることや、将来においてユニコーンを 100 社創出すること等の大きな目標が掲げられた。

スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクは高い。しかし、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国経済の成長を実現するポテンシャルを秘めている。

こうしたことから、本国際共同研究開発（以下「事業」という）では、経済産業省が別途定める「ディープテック・スタートアップ支援事業の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）に基金を造成し、長期的視野をもって、事業化に向けた幅広い研究開発活動の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップに対する民間からの投資の拡大を促しつつ、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させる。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

国内における研究開発に資する経営資源を活用しつつ、知財や技術の蓄積を伴う形で、海外事業者との国際共同研究開発であって、外国政府や海外の研究開発支援機関等が関与するものを行う場合の支援を行う。具体的には、海外市場への展開を目的として海外企業との共同研究開発を希望するディープテック・スタートアップに対し、早期の技術普及、海外市場展開の実現に向けた国際連携による共同研究開発を支援し、日本と相手国双方の企業、研究機関、大学等が参加する研究開発を実施する。

なお、本事業は、基本方針に記載されている⑤国際共同研究開発特化型支援を実施するものであり、事業の執行については、外国政府や海外研究支援機関等との協力枠組みに基づき実施する。

4. 2 事業方針

<助成要件>

(1) 対象事業者

本事業の支援対象者は、技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題（カーボンニュートラル、資源循環、経済安全保障等）の解決にも資すると考えられる革新的な技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」とする。本事業においては、原則として、以下の要件を満たす会社とする。

- ①経済社会課題の解決を志向している会社であって、その有する技術が課題の解決に資するものである者
- ②大学・研究機関・企業の研究から生み出された科学的発見に基づく技術その他これに類するような革新的な技術の事業化及び社会実装を目指している者
- ③創業から長期間経過していない者であって、VC等の資金を活用しながら、大きく事業の成長を図ろうとする者
- ④事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている者
- ⑤未上場の中小企業

(2) 支援の内容

国内における研究開発に資する経営資源を活用しつつ、知財や技術の蓄積を伴う形で、海外事業者との国際共同研究開発であって、外国政府や海外の研究開発支援機関等が関与するものの支援を行う。

(3) 審査項目

原則として、別紙1のとおり。

<助成条件>

(1) 支援期間

1件当たり2～3年程度とする。

(2) 助成規模等

1) 助成額

1件当たりの上限を1億円とする。

2) 助成率

2/3以内

(3) 採択予定件数

新規採択予定件数は定めず、提案内容の優れているものを採択する。

(4) 事業全体の予算規模

特定公募型研究開発勘定 20 億円（管理費含む。）

4. 3. これまでの事業実施状況

実績額推移

（単位：百万円）

2023 年度	0
2024 年度	181

2025 年 1 月現在

応募件数及び採択件数の推移

年度	応募	採択
2023 年度	18	3
2024 年度	23	3 月上旬 公表予定

継続・終了実績

年度	継続件数	終了件数
2024 年度	3	0

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制

本事業の執行については、外国政府や海外研究支援機関等との協力枠組みに基づき実施する。実施にあたっては、当該外国政府や海外研究支援機関等が各々の制度において対象案件の経済的な事業性についての評価を適切に実施していることを事前に確認すると共に、既存の多国間公募の枠組みを使用する。

5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDO ホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」等で行う他、政府関係機関の SNS 等に掲載する。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始前に NEDO ホームページで行う。本事業は、e-Rad 対象事業であり、e-Rad 参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期

2025年9月以降、公募開始予定。

(4) 公募期間

原則60日以上とする。

(5) 公募説明会

3回以上開催する。

5.3 採択方法

(1) 審査方法

e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により採択を決定する。なお、採択にあたっては、相手国側企業等が相手国側の公的支援機関から支援を受ける見込みである案件のみを対象とする。採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

各国との調整により、別途公募要領等にて設定する。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO から申請者に通知する。

なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択結果については、申請者、テーマの名称等を公表する。

6. その他重要事項

6.1 複数年度交付決定の実施

交付申請者の申請に応じ、複数年度交付決定を行う。

7. スケジュール

7.1 2025年度のスケジュール（予定）

2025年9月 公募予告

10月 公募開始

2026年1月 公募締切

2026年4月（予定） 採択結果の通知

7. 2 2026 年度の公募について
2026 年度以降も継続して実施する。

8. 実施方針の改訂履歴
2025 年 2 月 策定
2025 年 7 月 部署名の変更、スケジュールの変更

(別紙1) 審査項目について

1. 研究開発の内容、研究目標・計画

(1) 研究開発内容の新規性、技術の優位性

- ・提案された共同研究開発内容に新規性があり、技術的に優れているか。
- ・研究開発要素があるか（単なる既存部品・ソフトウェアの組み込みではなく、研究開発・技術要素が明らかか）。

(2) 研究目標・計画の妥当性

- ・研究開発目標は、適切かつ定量的に設定され、目標を達成するための研究計画は実現可能か（研究期間、予算額、技術的可能性）。

2. 国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制

(3) 国際共同研究の必要性、有効性

- ・日本側事業者と相手国側事業者とで共同で実施することにより、国内研究機関等のみの連携よりも、両者にとってメリットがあることが明確か（シナジー効果によりプロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。
- ・日本側事業者と相手国側事業者の優れた技術を掛け合わせた相互補完的な国際共同研究開発となっているか。

(4) 国際共同研究の実施体制の妥当性

- ・共同実施体制は妥当であるか（日本側事業者と相手国側事業者との明確な役割分担とバランスの確保）。
- ・日本及び相手国側の参加者（委託先も含む）は、本研究開発を遂行するための能力を有するか（関連分野の研究開発の実績、優秀な研究者等の参加等）。
- ・共同実施体制の知財の管理・運営は妥当か。

3. 事業化・実用化計画、リスク対策

(5) 事業化・実用化の実現可能性

- ・提案内容は、事業化・実用化による国際市場の獲得の可能性（国際競争力）を有し、成果の普及による経済・社会的な波及効果が見込めるか。

(6) 事業化・実用化におけるリスク対策

- ・提案内容の事業化・実用化計画において、想定されるリスク（競合他社、技術変革、周辺特許、市場変動等）を分析し、その対策の検討がなされているか。

※なお、いずれも公募時に、必要に応じて項目の記載ぶり等に修正を加えることがある。